年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

釧路国民年金 事案 432

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

申立期間の保険料は、母親が納付したはずである。申立期間以降も母親が納付しており、申立期間のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は当該期間を除き国民年金加入期間に未納が無く、申立期間以降に厚生年金から国民年金への切替手続を4回全て適切に行っていることが確認できる。

また、申立期間について、当時大学生であったとする平成3年1月は、国 民年金の任意加入手続を行った直後の期間であり、本来、加入しない限り保 険料納付義務が無い任意加入者が、加入手続を行いながら、同時に保険料納 付を行わなかったものとは考え難く、国民年金保険料が未納とされているこ とは不自然である。

さらに、申立人の母親が申立人と同様に国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の弟の20歳以降の被保険者期間は全て納付済みである。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年11月まで

申立期間の保険料は当初、納めていなかったが、結婚後、妻に納めた方がいいと勧められ、昭和49年4月頃に妻が役場に行って遡ってまとめて納付した。金額は覚えていないが、結婚祝い金や手持ちの金で確かに支払った記憶があるので、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は当該期間を除き国民年金加入期間に未納が無く、申立期間以降に厚生年金から国民年金への切替手続をほぼ適切に行っていることが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金保険料を、一部を除き納付済みであり、納付できなかった理由についても、「夫は昔から病気を患っていて、もし障害者となった時に国民年金保険料を払っていないと障害年金がもらえなくなると聞いていたので、私はともかく、何としても夫の国民年金保険料だけは支払っていた。」と供述しているところ、国民年金被保険者名簿によると、申立期間後の夫婦共に申請免除とされた期間について、申立人の保険料だけが追納された記録が確認できることなどから、当該供述に不自然さは無く、基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 10 月頃に払い出されている上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したとする 49 年 4 月であれば申立期間の保険料は現年度納付が可能であることから、申立人の主張に不合理な点は認められない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成6年3月

私は、平成3年4月から平成6年3月までは学生であり、この間の国民 年金保険料は父親が納付していたが、申立期間の1か月だけ未納とされて いることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親、母親 及び弟の国民年金被保険者期間は全て納付済みであり、父親の保険料の納付 意識は高かったものと推察される。

さらに、申立人は、平成4年1月から付加年金に加入するとともに申立期間を除き付加保険料を全て納付しており、納付意識の高かった申立人の父親が、1か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付しなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①から③までの標準報酬月額に係る記録を平成17年8月は13万4,000円、18年8月及び19年8月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履 行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるこ とから、同賞与に係る支給日を平成17年12月28日、標準賞与額に係る記録 を10万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月1日から同年9月1日まで

- ② 平成18年8月1日から同年9月1日まで
- ③ 平成19年8月1日から同年9月1日まで
- ④ 平成 17 年 12 月 28 日

ねんきん定期便と保管している給与明細書を対照したところ、申立期間の給与から控除された保険料が記録されている報酬額に見合う保険料よりも高くなっており、平成17年12月分の賞与から保険料が控除されているにもかかわらず、賞与額が記録されていないことが判明した。正しい標準報酬月額と標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違及び標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保

険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに見合う標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から③までに係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年8月は13万4,000円、18年8月及び19年8月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主が申立人の標準報酬月額を、申立期間①については 11 万 8,000 円、申立期間②については 14 万 2,000 円、申立期間③については 15 万円とする旨の届出を社会保険事務所(当時)に行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間④の標準賞与額については、申立人から提出された 給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 10 万 7,000 円とする ことが妥当である

なお、平成 17 年 12 月の賞与の支給日については、オンライン記録により確認できる 18 年 12 月及び 19 年 12 月における賞与支払年月日から、17 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否 かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行 ったとは認められない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月5日

申立期間にA社から支給された燃料手当から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に当該期間の標準賞与額が反映されていない。事業所の賞与支払届の提出漏れが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る燃料手当支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から燃料手当の支払を受け、6万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与(燃料手当)から控除されていたことが認められる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において、取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時、B職として会社の経営全般を担当していたが、社会保険関係の業務には携わっていなかった。申立期間の賞与支払届が漏れていたことは、知らなかった。」と供述している上、当時

の代表取締役は、「当時、私が厚生年金保険の届出事務を担当していたが、 当該燃料手当の届出を、単純に失念したものである。申立人は、会社の業務 執行の全般を担当していたが、厚生年金保険事務には関与していなかった。 また、当時の会社の経営は順調で、社会保険料の滞納は無かった。」と供述 している。

また、日本年金機構C年金事務所は、A社の厚生年金保険料について滞納は無いと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役であったが、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月5日

② 平成18年11月5日

③ 平成19年11月5日

④ 平成 20 年 11 月 5 日

⑤ 平成21年11月5日

申立期間①、②、③、④及び⑤にA社から支給された燃料手当から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に当該期間の標準賞与額が反映されていない。事業所の賞与支払届の提出漏れが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①、②、③、④及び⑤に係る燃料手当支払明細書により、申立人は、当該期間に同社から燃料手当の支払を受け、いずれも6万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与(燃料手当)から控除されていたことが認められる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において、取締役であったこと

が確認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時、B職であったので、社会保険関係の業務には携わっていなかった。申立期間の賞与支払届が漏れていたことを知らなかった。」と供述している上、当時の代表取締役は、「当時、私が厚生年金保険の届出事務を担当していたが、当該燃料手当の届出を、単純に失念したものである。申立人は、C現場の責任者であり、厚生年金保険事務には関与していなかった。また、当時の会社の経営は順調で、社会保険料の滞納は無かった。」と供述している。

また、日本年金機構D年金事務所は、A社の厚生年金保険料について滞納は無いと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役であったが、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月5日

② 平成18年11月5日

③ 平成19年11月5日

④ 平成 20 年 11 月 5 日

⑤ 平成21年11月5日

申立期間①、②、③、④及び⑤にA社から支給された燃料手当から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に当該期間の標準賞与額が反映されていない。事業所の賞与支払届の提出漏れが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①、②、③、④及び⑤に係る燃料手当支払明細書により、申立人は、当該期間に同社から燃料手当の支払を受け、いずれも6万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与(燃料手当)から控除されていたことが認められる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において、取締役であったこと

が確認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時、B業務担当の取締役であったので、社会保険関係の業務には携わっていなかった。申立期間の賞与支払届が漏れていたことは、知らなかった。」と供述している上、当時の代表取締役は、「当時、私が厚生年金保険の届出事務を担当していたが、当該燃料手当の届出を、単純に失念したものである。申立人は、B職であり、厚生年金保険事務には関与していなかった。また、当時の会社の経営は順調で、社会保険料の滞納は無かった。」と供述している。

また、日本年金機構C年金事務所は、A社の厚生年金保険料について滞納は無いと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役であったが、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

釧路国民年金 事案 435

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年3月まで

申立期間は結婚前であり、同居していた父親が国民年金保険料を支払っていたはずである。同居していた母親が納付済みであるのに、自分だけが 未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 4 月に国民年金へ任意加入した際に払い出されたものであり、申立期間の保険料を遡って納付することができない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、申立期間当時、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していた父親や当時の状況を知る母親は既に死亡していることから、申立人の保険料納付状況について確認することはできない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 552

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月1日から54年4月1日まで

② 昭和54年4月1日から63年4月1日まで

③ 平成元年4月1日から2年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社に委託社員として勤務していた期間のうち申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

また、申立期間②はB社に、申立期間③はC社にそれぞれ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が相違している。

厚生年金保険の加入記録が誤りであると思われるので、申立期間について、 加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、被保険者記録が確認できる11人に照会したところ、10人から回答があり、そのうちの3人は、「申立人は、4年ほど勤務していた。」旨供述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間①の一部において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の人事記録を管理するD社は、「申立人の人事記録等は保管されていないので、勤務実態、保険料控除等については不明である。」と回答している上、前述の回答が得られた10人のいずれの者からも、申立人が申立期間①の全ての期間においてA社に勤務していたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料や具体的な供述を得ることはできない。

また、被保険者原票を確認したところ、申立期間①のうち、昭和 46 年 4 月から 48 年 8 月までの期間において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、このうち同年1月から同年3月までの期間については、申立人が総務大臣に納付記録の訂正に係るあっせんを申し立てた結果、納付済みとされた期間である。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B社E支店に勤務していたので、同社に おける厚生年金保険の加入記録(被保険者資格取得日は昭和49年4月1日、 同資格喪失日は57年5月11日) は誤りであると申し立てている。

しかしながら、B社E支店の店長であった者は、「申立人は、B社E支店に昭和49年4月頃から閉店する57年5月まで勤務していたと思う。」と供述しているほか、当該事業所を一緒に退職したとして申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、B社E支店が閉鎖することになったので、昭和57年5月頃、申立人と一緒に退職した。」と供述している上、当該同僚は、B社に係る被保険者原票によると、申立人と同日(昭和57年5月11日)に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人のB社における雇用保険の離職日は、厚生年金保険被保険者 資格の喪失日と符合している。

さらに、B社の代表者は、「会社は、現在休業中で、当時の資料も無いことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の保険料控除等は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたので、同社における 厚生年金保険の加入記録(被保険者資格取得日は昭和57年6月1日、同資 格喪失日は59年4月1日)は誤りであると申し立てている。

しかしながら、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致しているほか、同社で経理を担当していた元代表者の妻は、「平成元年には既に会社を精算しており、店は貸店舗となっていたので、申立人が申立期間③に勤務することはあり得ない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月から同年11月まで

② 昭和28年4月から同年11月まで

③ 昭和29年1月から31年3月まで

④ 昭和31年4月から同年11月まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

昭和 27 年から 31 年にかけてA社B工場に季節雇用で勤務し、その間に C社にも勤務した。健康保険証を受け取り、それで病院にかかった記憶もあ る。

保険料控除の証明となる資料は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び④について、A社の後継事業所であるD社が保管する A社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、昭和 29年2月1日から30年1月1日まで、31年7月1日から同年11月14日ま で及び同年12月11日から32年1月1日までの期間において同社に勤務し ていたことは推認できる。

しかしながら、当該名簿によると、申立人の厚生年金保険の記号番号欄が空白となっていることが確認でき、申立人と同ページに記載されている厚生年金保険の記号番号の記載の無い者について、国が保管するA社E工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を確認したところ、申立人を含めいずれも厚生年金保険の加入記録が確認で

きない上、同社は組合管掌健康保険加入事業所であることから、健康保険の み加入させていた者が多数存在し、申立人も健康保険のみの加入であったこ とが推認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者4人に照会したところ、それぞれ「最初は季節雇用で、1年から2年後に通年雇用になった。」、「正社員でも見習期間があった。」、「最初の1年間は季節雇用のような形で勤務した。」、「働き始めてからしばらくの間は季節雇用だった。」と供述しており、いずれも厚生年金保険の被保険者資格取得日が勤務し始めたと供述している時期よりも1年から3年ほど後になっていることから、当時、事業主は季節雇用で勤務していた者や見習期間中の者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名 簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、本社がF地域にあるC社が経営するG市にあったH事業所に勤務していたとしているが、オンライン記録では、当時、G市及びF地域のいずれの所在地においても、同社又は同社の店舗が、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、I業種等が加盟するJ協同組合に照会したところ、「当組合が組織として機能し始めたのは昭和54年からで、それ以前の名簿等は保管していない。」との回答を得ており、I業種の営業許可を所管するK警察生活安全課も「届出書の保存期間は5年であり、それ以前に営業していたI業種のものは保管していない。」と回答している。

さらに、申立人が、勤務期間は異なるものの、当該事業所に勤務していた とする親族二人についても、オンライン記録によると、当該事業所における 厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、事業主や他の同僚のフルネームを記憶していないため、 個人を特定することができず、これらの者から当該事業所における申立人の 勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。